

旧内田小学校利活用候補者選定委員会規則をここに公布する。

令和8年5月8日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第21号

旧内田小学校利活用候補者選定委員会規則

(設置)

第1条 本市に、山鹿市附属機関設置条例（令和2年山鹿市条例第1号）第2条第3項第1号の規定に基づく市長の附属機関として、旧内田小学校利活用候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、又は審査する。

- (1) 山鹿市立内田小学校の用に供していた土地及び建物（以下「土地等」という。）を譲渡する相手方の候補となる者の選考に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係地域の住民
- (2) 市の職員

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、附則第2項に規定する日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会については、山鹿市附属機関に関する規則（令和2年山鹿市規則第3号）第5条、第6条及び第10条の規定を適用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、商工観光部商工政策課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、公布の日から1年を経過した日又は土地等の所有権が譲渡する相手方に移転した日のいずれか早い日に、その効力を失う。